

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	<p><b>発 行</b> 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 <b>発 行 日</b> 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)</p>
-----------------------------------	---

目 次	
規 則	ページ
◎高知県会計規則の一部を改正する規則	1
告 示	
○高知県議会定例会の招集 (政策企画課)	1
○保安林の解除 (治山林道課)	1
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	1
○道路の供用開始 (3件) ( " )	1
○建築基準法による道の指定 (建築指導課)	2
◎告示 (会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任)の一部改正 (会計管理課)	2
公 告	
○高知県立ふくし交流プラザの指定管理者の募集 (地域福祉政策課)	5
○共同施行土地改良事業の施行の適否決定 (農業基盤課)	6
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	6
高知県公安委員会規則	
◎認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則 (9・1揭示)	6

-----  
**規 則**  
-----

高知県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成22年9月17日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県規則第67号**  
**高知県会計規則の一部を改正する規則**  
高知県会計規則（平成4年高知県規則第2号）の一部を次のように改正する。  
第4条第2項第3号中「職員厚生課、」及び「、商工政策課、雇用労働政策課」を削り、「、環境対策課、水産政策課、建設管理課及び教育委員会事務局総務福利課」を「及び建設管理課」に改め、同項第4号中「地域福祉政策課」を「職員厚生課、地域福祉政策課、商工政策課、雇用労働政策課、環境対策課、水産政策課及び教育委員会事務局総務福利課」に改め、同項第5号中「児童家庭課」を「医師確保推進課、高齢者福祉課、障害保健福祉課、児童家庭課、福祉指導課、文化・国際課」に、「経営支援課、協同組合指導課」を「私学・大学支援課、経営支援課、協同組合指導課、農業基盤課、木材産業課、漁港漁場課、用地対策課、河川課、防災砂防課、道路課」に、「住宅課」を「住宅課、港湾・海岸課」に改める。  
第7条第1項第4号中「文書情報課」を「文書情報課、職員厚生課」に、「児童家庭課」を「医師確保推進課、地域福祉政策課、高齢者福祉課、障害保健福祉課、児童家庭課、福祉指導課、文化・国際課」に、「経営支援課、協同組合指導課」を「私学・大学支援課、商工政策課、経営支援課、雇用労働政策課、協同組合指導課、農業基盤課、木材産業課、環境対策課、水産政策課、漁港漁場課、用地対策課、河川課、防災砂防課、道路課」に、「住宅課、教育委員会事務局高等学校課及び人権教育課」を「住宅課、港湾・海岸課、教育委員会事務局総務福利課、高等学校課及び人権教育課」に改める。  
第35条第5項中「収納の」を「収納に関する」に改め、同条第6項中「所属の」を「収納に関する事務の委任を受けた」に改め、同条第8項第2号中「所属する」を「収納に関する事務の委任を受けた」に改める。

課、児童家庭課、福祉指導課、文化・国際課」に、「経営支援課、協同組合指導課」を「私学・大学支援課、経営支援課、協同組合指導課、農業基盤課、木材産業課、漁港漁場課、用地対策課、河川課、防災砂防課、道路課」に、「住宅課」を「住宅課、港湾・海岸課」に改める。

第7条第1項第4号中「文書情報課」を「文書情報課、職員厚生課」に、「児童家庭課」を「医師確保推進課、地域福祉政策課、高齢者福祉課、障害保健福祉課、児童家庭課、福祉指導課、文化・国際課」に、「経営支援課、協同組合指導課」を「私学・大学支援課、商工政策課、経営支援課、雇用労働政策課、協同組合指導課、農業基盤課、木材産業課、環境対策課、水産政策課、漁港漁場課、用地対策課、河川課、防災砂防課、道路課」に、「住宅課、教育委員会事務局高等学校課及び人権教育課」を「住宅課、港湾・海岸課、教育委員会事務局総務福利課、高等学校課及び人権教育課」に改める。  
第35条第5項中「収納の」を「収納に関する」に改め、同条第6項中「所属の」を「収納に関する事務の委任を受けた」に改め、同条第8項第2号中「所属する」を「収納に関する事務の委任を受けた」に改める。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。  
-----  
**告 示**  
-----

**高知県告示第540号**  
高知県議会定例会を、平成22年9月24日に高知県議会議事堂に招集する。  
平成22年9月17日  
高知県知事 尾崎 正直

**高知県告示第541号**  
次の保安林を解除したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。  
平成22年9月17日  
高知県知事 尾崎 正直

- 解除に係る保安林の所在場所  
幡多郡黒潮町馬荷字コヤカ谷山4318の2
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 解除の理由  
道路用地とするため

**高知県告示第542号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成22年9月17日から2週間高知県土木部道

路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年9月17日  
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 有岡川登
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
四万十市手洗川字東ヲンヂ山4321番1から 四万十市手洗川字大井デノ上3294番地先まで	前	8.9 } 17.8	87
	後	A	8.9 } 17.8
B		6.1 } 15.7	98

**高知県告示第543号**  
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。  
その関係図面は、平成22年9月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。  
平成22年9月17日  
高知県知事 尾崎 正直

- 道路の種類 県道
- 路 線 名 安満地福良
- 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町栄喜字西イワシアジロ428番5から 宿毛市小筑紫町栄喜字西平山569番4まで	前	3.9 } 7.1	133
	後	5.9 } 27.1	133

**高知県告示第544号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年9月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛宗呂下川口
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市小筑紫町石原字大駄馬1061番1から 宿毛市小筑紫町石原字上大駄馬1894番1まで	359	平成22年9月17日

高知県告示第545号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年9月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 有岡川登
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
四万十市手洗川字東フンヂ山4321番1から 四万十市手洗川字大井デノ上3294番地先まで	98	平成22年9月20日

高知県告示第546号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、平成22年9月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道

- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供用開始区間	延長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市小筑紫町栄喜字西イワシアジロ428番5から 宿毛市小筑紫町栄喜字西平山569番4まで	133	平成22年9月17日

高知県告示第547号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成22年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

香南市野市町東佐古字赤坂1226番2から野市町東佐古字ヨリモト1301番地先に至る延長375メートルの道

高知県告示第548号

平成19年4月高知県告示第262号（会計管理者及び出納員の権限に属する事務の一部委任）の一部を次のように改正する。

平成22年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

別表第1中「職員厚生課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務」を「職員厚生課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに職員厚生課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務」に、

地域福祉部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに地域福祉政策課の所掌に係る災害見舞金の収納に関する事務	地域福祉政策課の出納員
--	-------------

医師確保推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医師確保推進課の出納員
地域福祉部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における	地域福祉政策課の出納員

る収納及び還付に関する事務、地域福祉政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務並びに地域福祉政策課の所掌に係る災害見舞金の収納に関する事務	
高齢者福祉課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高齢者福祉課の出納員
障害保健福祉課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	障害保健福祉課の出納員

に、「

文化生活部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	資源・エネルギー課の出納員
県民生活・男女共同参画課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	県民生活・男女共同参画課の出納員

を「

福祉指導課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	福祉指導課の出納員
文化生活部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	資源・エネルギー課の出納員
文化・国際課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文化・国際課の出納員
県民生活・男女共同参画課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	県民生活・男女共同参画課の出納員
私学・大学支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	私学・大学支援課の出納員

に、「雇用労働政策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日

における収納及び還付に関する事務」を「雇用労働政策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに商工政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務」に、「雇用労働政策課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務」を「雇用労働政策課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに雇用労働政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務」に、

林業振興・環境部（環境共生課及び環境対策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	林業環境政策課の出納員
---	-------------

を「

農業基盤課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	農業基盤課の出納員
林業振興・環境部（環境共生課及び環境対策課を除く。）において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	林業環境政策課の出納員
木材産業課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	木材産業課の出納員

に、「環境対策課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務」を「環境対策課において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに環境対策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務」に、「水産振興部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務」を「水産振興部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに水産政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務」に、

土木部において行う工事又は製造の請	建設管理課の出
-------------------	---------

を「

負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	納員
漁港漁場課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	漁港漁場課の出納員
土木部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	建設管理課の出納員
用地対策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	用地対策課の出納員
河川課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	河川課の出納員
防災砂防課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	防災砂防課の出納員
道路課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	道路課の出納員

に、

教育委員会事務局において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務	教育委員会事務局総務福利課の出納員
---	-------------------

を「

港湾・海岸課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	港湾・海岸課の出納員
教育委員会事務局において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに教育委員会事務局総務福利課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局総務福利課の出納員

に、「並びに警察本部」を「、警察本部において行う工事又は製造の請負、物件の売買その他の契約の入札に伴う入札保証金の入札当日における収納及び還付に関する事務並びに警察本部」に改める。

別表第2中

「

文書情報課の出納員	文書情報課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文書情報課の現金取扱員
-----------	-------------------------	-------------

を「

文書情報課の出納員	文書情報課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文書情報課の現金取扱員
職員厚生課の出納員	職員厚生課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	職員厚生課の現金取扱員
		税務課の現金取扱員のうち、高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第125条第2項の規定により滞納処分を委任を受け、又は同規則第126条第3項の規定により徴収職員に命ぜられた職員（以下「税務課の徴収職員等」という。）

に、

--	--	--

地域福祉政策課の出納員	地域福祉政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	地域福祉政策課の現金取扱員
児童家庭課の出納員	児童家庭課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	児童家庭課の現金取扱員

を「

医師確保推進課の出納員	医師確保推進課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	医師確保推進課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
地域福祉政策課の出納員	地域福祉政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	地域福祉政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
高齢者福祉課の出納員	高齢者福祉課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高齢者福祉課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
障害保健福祉課の出納員	障害保健福祉課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	障害保健福祉課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
児童家庭課の出納員	児童家庭課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	児童家庭課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

福祉指導課の出納員	福祉指導課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	福祉指導課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
文化・国際課の出納員	文化・国際課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	文化・国際課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

に、「

経営支援課の出納員	経営支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	経営支援課の現金取扱員
協同組合指導課の出納員	協同組合指導課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	協同組合指導課の現金取扱員

を「

私学・大学支援課の出納員	私学・大学支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	私学・大学支援課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
商工政策課の出納員	商工政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	商工政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
経営支援課の出納員	経営支援課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	経営支援課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

		収職員等
雇用労働政策課の出納員	雇用労働政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	雇用労働政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
協同組合指導課の出納員	協同組合指導課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	協同組合指導課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
農業基盤課の出納員	農業基盤課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	農業基盤課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
木材産業課の出納員	木材産業課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	木材産業課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
環境対策課の出納員	環境対策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	環境対策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
水産政策課の出納員	水産政策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	水産政策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
漁港漁場課	漁港漁場課の所掌に係る歳入	漁港漁場課



の出納員	金の収納に関する事務	の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
用地対策課の出納員	用地対策課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	用地対策課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
河川課の出納員	河川課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	河川課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
防災砂防課の出納員	防災砂防課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	防災砂防課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
道路課の出納員	道路課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	道路課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

に、

住宅課の出納員	住宅課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	住宅課の現金取扱員
教育委員会事務局高等学校課の出納員	教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の現金取扱員
教育委員会事務局人権教育課の出納員	教育委員会事務局人権教育課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局人権教育課の現金取扱員

を

納員		金取扱員
住宅課の出納員	住宅課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	住宅課の現金取扱員
港湾・海岸課の出納員	港湾・海岸課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	税務課の徴収職員等
		港湾・海岸課の現金取扱員
教育委員会事務局総務福利課の出納員	教育委員会事務局総務福利課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	税務課の徴収職員等
		教育委員会事務局総務福利課の現金取扱員
教育委員会事務局高等学校課の出納員	教育委員会事務局高等学校課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局高等学校課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等
教育委員会事務局人権教育課の出納員	教育委員会事務局人権教育課の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	教育委員会事務局人権教育課の現金取扱員
		税務課の徴収職員等

に、

森林技術センターの出納員	森林技術センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	森林技術センターの現金取扱員
--------------	----------------------------	----------------

を

納員		金取扱員
森林技術センターの出納員	森林技術センターの所掌に係る歳入金の収納に関する事務	森林技術センターの現金取扱員
高知土木事務所の出納員	高知土木事務所の所掌に係る歳入金の収納に関する事務	高知土木事務所の現金取扱員

に改める。

-----  
公 告  
-----

高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）を次のとおり募集する。

平成22年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 指定管理者が業務を行う施設の概要
  - (1) 施設の名称  
高知県立ふくし交流プラザ（以下「プラザ」という。）
  - (2) 施設の場所  
高知市朝倉戊375番1号
  - (3) 施設の概要  
公募要項に記載のとおり
- 2 指定管理者が行う業務
  - (1) 高齢者等の福祉に関する研修及び講座の開催
  - (2) 高齢者等の福祉に関する情報及び資料の収集及び提供
  - (3) 福祉用具等の展示及び普及活動
  - (4) プラザの許可施設の利用の許可に関する業務
  - (5) プラザの利用料金の徴収に関する業務
  - (6) プラザの施設、設備等の維持管理に関する業務
  - (7) (1)から(6)までに掲げる業務のほか、プラザの設置の目的を達成するために必要な業務
- 3 指定期間  
平成23年4月1日から平成28年3月31日まで。ただし、業務を継続することが適当でないと認められるときは、その指定を取り消すものとする。
- 4 応募資格  
高知県内に主たる事業所（本社又は本店等）を置くもの（以下「県内事業者」という。）であって、3の指定期間中、プラザの利用において、県民の平等利用の確保、業務の効率化によ

る経費の縮減等ができるとともに、安全かつ円滑にプラザを管理運営することができる法人その他の団体又はこれらのものにより構成されるグループとする。ただし、県内事業者の履行能力を強化することを目的として、複数の法人等で構成するグループ団体が応募する場合は、次のいずれかであることを要する。

- (1) 県内事業者のみによるもの
  - (2) 県内事業者と県外事業者（高知県内に事業所又は事務所等を置くものに限る。）とによるもの
- 5 指定の手続
- (1) 指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の申請受付期間内に指定管理者指定申請書に次に掲げる書類を添えて、7に原則として持参により提出すること。
    - ア 公募要項の様式3から様式5までの提案書類等
    - イ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
    - ウ 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては代表者の住民票（本籍地の掲載は、不要とする。）の写し（いずれの書類も提出の日前3月以内に発行されたものの写しに限る。）
    - エ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
    - オ 指定管理者指定申請書を提出する日の属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
    - カ 団体の人員表（役員、常勤従業員、非常勤従業員等）
  - (2) 申請受付期間は、平成22年9月17日（金）から同年10月18日（月）まで（高知県の休日を定める条例（平成元年高知県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間とする。ただし、持参することができない場合は、書留郵便によるものとし、平成22年10月18日午後5時15分までに必着すること。
  - (3) 現地説明会を平成22年9月24日（金）午後2時30分から開催するので、参加を希望するものは、同月17日（金）から同月22日（水）午後5時までの間に7に電子メールで公募要項の様式1を提出すること。
 

なお、電子メールにより難しい場合は、持参、郵送又はファクシミリでも差し支えない。
  - (4) 公募に係る参加表明書は、公募要項の様式2によるものとし、平成22年9月17日から同年10月1日（金）午後5時までの間に7に電子メールで提出すること。
 

なお、電子メールにより難しい場合は、持参、郵送又はファクシミリでも差し支えない。
  - (5) (4)の参加表明書を提出したもののみが(1)の提出書類を提出することができるものとし、この中から指定管理者の

候補者を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

- (6) 募集の詳細及び指定管理者指定申請書の様式等については、公募要項を参照すること。
 

なお、公募要項及び業務仕様書の配布期間は、平成22年9月17日から同年10月18日までの間とし、高知県地域福祉部地域福祉政策課のホームページ（<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060101/>）で配布を行う。
  - (7) (1)の提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とする。
- 6 その他
- 県は、指定管理者とプラザの管理運営業務に関する協定を締結し、当該協定に基づき業務に係る経費を指定管理者に支払う。
- 7 指定管理者指定申請書等の提出場所、現地説明会の参加申込先及び参加表明書の提出先並びに問い合わせ先
- 郵便番号780-8570  
高知市丸ノ内一丁目2-20  
高知県地域福祉部地域福祉政策課  
電話番号088-823-9664 ファクシミリ番号088-823-9207  
電子メールアドレス060101@ken.pref.kochi.lg.jp

土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項において準用する同法第8条第1項の規定により、土佐市舟川大穴地区土地改良事業共同施行の行う土地改良事業（土佐市舟川大穴地区土地改良事業）の施行は、適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成22年9月17日  
高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
  - (1) 土地改良事業計画書の写し
  - (2) 規約の写し
- 2 縦覧期間  
平成22年9月17日から同年10月20日まで
- 3 縦覧場所  
土佐市役所
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了後の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定によ

り、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。  
平成22年9月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成22年8月12日 21高都計第246号	南国市大埴字実兼甲 1766番地1ほか	南国市岡豊町小蓮 834番地1 島崎 眞奈美

公安委員会規則

認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則をここに公布する。

平成22年9月1日（揭示済）  
高知県公安委員会委員長 竹内 克之

高知県公安委員会規則第6号  
認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、運転免許に係る講習等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第4号）第4条第2項第2号の規定に基づき高知県公安委員会（次条第1項第3号を除き、以下「公安委員会」という。）が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する審査（以下「認知機能検査従事者審査」という。）並びに認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習（以下「認知機能検査従事者講習」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

- (認知機能検査従事者審査)
- 第2条 認知機能検査従事者審査を受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
  - (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師
  - (2) 警察庁が行う認知機能検査（道路交通法（昭和35年法律第105号）第97条の2第1項第3号イに規定する認知機能検査をいう。）の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者
  - (3) 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者
  - (4) 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する

- 高齢者講習指導員課程を終了した者（平成22年4月1日以降に終了した者に限る。）
- 2 認知機能検査従事者審査を受けようとする者は、前項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面を添付して、別記第1号様式による認知機能検査従事者審査申請書を公安委員会に提出しなければならない。
- 3 公安委員会は、認知機能検査従事者審査に合格した者に対し、別記第2号様式による認知機能検査従事者審査合格証を交付するものとする。  
（認知機能検査従事者講習）
- 第3条** 公安委員会は、認知機能検査従事者講習を行おうとするときは、認知機能検査従事者講習を実施する日時、場所その他当該認知機能検査従事者講習の実施に関し必要な事項を告示するものとする。
- 2 認知機能検査従事者講習の講習項目及び講習時間は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 高齢者と認知症の実態及び基礎理論 90分  
(2) 高齢運転者対策の概要 60分  
(3) 認知機能検査の実施方法 180分
- 3 自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修若しくは高齢者講習指導員研修又はこれらに類する講習（以下この条において「研修等」という。）で、当該研修等の内容が前項第1号及び第2号に掲げる講習項目に係る認知機能検査従事者講習の内容と同等以上であると公安委員会が認めるものを終了した者は、同項第1号及び第2号に掲げる講習項目に係る認知機能検査従事者講習の受講を省略することができる。
- 4 認知機能検査従事者講習を受けようとする者は、別記第3号様式による認知機能検査従事者講習受講申込書を公安委員会に提出しなければならない。この場合において、前項の規定に基づき認知機能検査従事者講習の一部の受講の省略を希望する者は、研修等を終了したことを証する書面を添付しなければならない。
- 5 公安委員会は、認知機能検査従事者講習を終了した者に対し、別記第4号様式による認知機能検査従事者講習終了証を交付するものとする。  
（委任）
- 第4条** この規則に定めるもののほか、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関し必要な事項は、高知県警察本部長が定める。
- 附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

**別記**  
**第1号様式**（第2条関係）

認知機能検査従事者審査申請書	
年 月 日	
高知県公安委員会 様	
住所	
氏名 印	
生年月日	
認知機能検査従事者審査を受けたいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第2条第2項の規定により関係書類を添えて次のとおり申請します。	
該当区分	<input type="checkbox"/> 介護保険法第8条第16項に規定する認知症の診断について特に専門的な知識及び技能を有すると認められる医師 <input type="checkbox"/> 警察庁が行う認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 高知県公安委員会以外の都道府県公安委員会が行う運転免許に係る講習等に関する規則第4条第2項第2号の認知機能検査の実施に必要な技能及び知識に関する講習を終了した者 <input type="checkbox"/> 自動車安全運転センター安全運転中央研修所が実施する高齢者講習指導員課程を平成22年4月1日以降に終了した者
備考	

注 「該当区分」欄のいずれかに該当することを証明する書面を添えてください。

## 第2号様式（第2条関係）

認知機能検査従事者審査合格証

住所  
氏名

年 月 日生

あなたは、認知機能検査従事者審査に合格したことを証明します。

年 月 日

高知県公安委員会 印

## 第3号様式（第3条関係）

認知機能検査従事者講習受講申込書

年 月 日

高知県公安委員会 様

住所  
氏名 印  
生年月日

認知機能検査従事者講習を受講したいので、認知機能検査従事者審査及び認知機能検査従事者講習の実施に関する規則第3条第4項の規定により次のとおり申し込みます。

受講年月日	年 月 日
受講場所	
受講内容	<input type="checkbox"/> すべての講習項目に係る講習を受講する。 <input type="checkbox"/> 「高齢者と認知症の実態及び基礎理論」及び「高齢運転者対策の概要」に係る講習の受講の省略を希望する。
備考	
高知県収入証紙はり付け欄	

注 講習の一部の受講の省略を希望する場合は、その内容が同等以上である研修等を終了したことを証明する書面を添えてください。



第4号様式（第3条関係）

認知機能検査従事者講習終了証

住所

氏名

年 月 日生

あなたは、認知機能検査従事者講習の課程を終了したことを証明します。

年 月 日

高知県公安委員会 印